

# 身体拘束適正化指針

医療法人義貫会 中島病院

## 1．基本方針

当院は、患者様一人ひとりの尊厳と人権を尊重し、安全で安心できる療養環境を提供するため、身体拘束を原則として行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、患者様の安全確保を最優先としつつ、早期解除に向けた取り組みを行います。

## 2．身体拘束の定義

身体拘束とは、患者様の行動を制限する目的で、身体または衣類、環境等を用いて自由を制限することをいいます。ミトン型手袋、四肢抑制、車椅子ベルト、過剰なベッド柵等も身体拘束に含まれます。

## 3．身体拘束原則禁止

当院では、以下の3要件をすべて満たす場合を除き、身体拘束を行いません。

### 切迫性

患者様本人または他者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

### 非代替性

身体拘束以外に代替手段がない場合

### 一時性

身体拘束が一時的である場合

## 4．やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

身体拘束を実施する場合は、以下を徹底します。

- ・ 医師を含む多職種で必要性を検討する
- ・ ご本人・ご家族へ十分に説明し同意を得る
- ・ 実施中も定期的に状態を観察・評価する
- ・ 早期解除に向けた検討を継続する
- ・ 実施内容を診療録へ記録する

## 5．身体拘束適正化委員会

当院では、身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束の発生状況把握、原因分析、改善策の検討、再発防止策の立案等を行います。

## 6．職員研修

身体拘束適正化のため、全職員を対象とした研修を定期的を実施します。また、新規採用職員に対しても研修を行います。

## 7．身体拘束に関する記録

身体拘束を実施する場合には、実施理由、方法、時間、患者様の状態、解除に向けた検討内容等を診療録へ記録します。

## 8．閲覧

本指針は院内掲示および病院ホームページへ掲載し、患者様、ご家族等が自由に閲覧できるものとします。

令和8年6月1日

医療法人義貫会 中島病院

院長 中島義博